

公益認定法による実務への影響

—柔軟化と対応すべきガバナンス—

改正が予定されている公益認定法、会計基準の変更に伴い、公益法人の管理における運営実務に携わるみなさまにも、ご多忙のなか多大な負担が発生するかと思えます。

影響の大きい内容でもありますので、公益認定法の改正がどういったものか、実務への影響がどういったものかを取りまとめたセミナーを、特別に出口氏を講師に招き、現地での受講、ご受講後も相談いただけますよう山形市にて開催することと致しました。

せっかくの機会ですので、改正内容の整理や対応における備えとしてご活用くださいませ。

担当：全国公益法人協会 小野

本講座の
ポイント



「収支相償・定期提出書類が撤廃？」
「外部監事が義務化？」
「活動計算書って何？」・・・

公益認定法による実務への影響

—柔軟化と対応すべきガバナンス—

- 1 収支相償原則の撤廃と事業継続のための新制度
- 2 事業の自由化に向けた届出制の拡大
- 3 外部監事の義務化に向けられる知識と対応
- 4 今後のガイドライン、FAQ変更の展望

講師：出口正之 氏

内閣府公益認定等委員会委員、大阪府公益認定等委員会委員長、
政府税制調査会特別委員などを歴任。

会場：山形市総合スポーツセンター 大会議室

山形県山形市落合町1番地

開催概要

日時 2024年11月7日（木）
14:00~16:30（個別相談含む）

受講料 11,000円（税込） / 1名

セミナー申込書 FAX送信先 : 03-6631-4285

※お申し込み後は受付完了の旨のメールとご請求書等をお送り致します。

法人名		申込者名		申込者数	名
メールアドレス		@	TEL		



全国公益法人協会

担当：小野

TEL: 03 (4446) 6980